中央新幹線第一首都圏トンネル新設(梶ヶ谷工区)ほか工事 における環境保全について (犬蔵非常口新設工事)

平成31年(2019年)4月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

	頁
第1章 本書の概要	2
第2章 工事の概要	2
2-1 工事の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2−2 工事位置 ····································	2
	5
2-4 施工手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2-5 工事工程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14
2-6 工事用車両の運行 ····································	14
20工事用中间的连门	17
第3章 環境保全措置の計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
3-1 環境保全措置の検討方法 ·····	17
3-2 環境保全措置を検討した事業計画地 ·····	17
3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置	17
3-3-1 大気環境(大気質、騒音、振動)	18
3-3-2 水環境(水質、地下水、水資源) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22
3-3-3 土壌環境(地盤沈下、土壌汚染) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
3-3-4 環境への負荷(廃棄物等、温室効果ガス) ······	28
3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を	
低減させるための環境保全措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
3-5 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第 4 章 モニタリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
4-1 モニタリングの実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
4-2 モニタリングの結果の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(参考資料)	
■ 参考資料(家屋調査の計画)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参1

第1章 本書の概要

本書は、中央新幹線第一首都圏トンネル新設(梶ヶ谷工区)ほか工事における犬蔵非常口新設工事(以下、「本工事」とする。)を実施するにあたり、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【神奈川県】平成26年8月」(以下、「評価書【神奈川県】」とする。)、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)法対象条例環境影響評価書【川崎市】平成26年8月」(以下、「評価書【川崎市】」とする。)及び『「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【神奈川県】平成26年8月」に基づく事後調査計画書(平成26年11月)』(以下、「事後調査計画書」とする。)に基づいて実施する環境保全措置及びモニタリングの具体的な計画について取りまとめたものである。

なお、中央新幹線第一首都圏トンネル新設(梶ヶ谷工区)ほか工事に係る本工事以外の内容については、工事に着手する前に、別途、環境保全の計画をとりまとめる。

第2章 工事の概要

2-1 工事の概要

・工事名称 中央新幹線第一首都圏トンネル新設(梶ヶ谷工区)ほか

・工事契約期間 2019年1月29日~2026年11月30日

※うち、本工事は 2023 年第 1 四半期ごろまでを予定

・工事場所 神奈川県川崎市中原区等々力から神奈川県川崎市麻生区東百合丘

※うち、本工事の施工箇所は神奈川県川崎市宮前区犬蔵

・本工事の内容 直径約37m、深さ約90mの非常口を新設

(工事施工ヤード 約5,400 m²)

・本工事の作業時間 作業時間 8 時~18 時(非常口土留壁工の掘削作業は 8 時~22 時で作業を行う。)

※上記の時間帯は、現地での作業開始、作業終了時間とする。

※工事用車両の出入りは7時~18時とする。

休工日 日曜日

※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず、上記以外の時間や休工日に 作業や運搬を行うことがある。

2-2 工事位置

中央新幹線第一首都圏トンネル新設(梶ヶ谷工区)ほか工事及び本工事の工事位置は、図 2-1 及び図 2-2 の通りである。

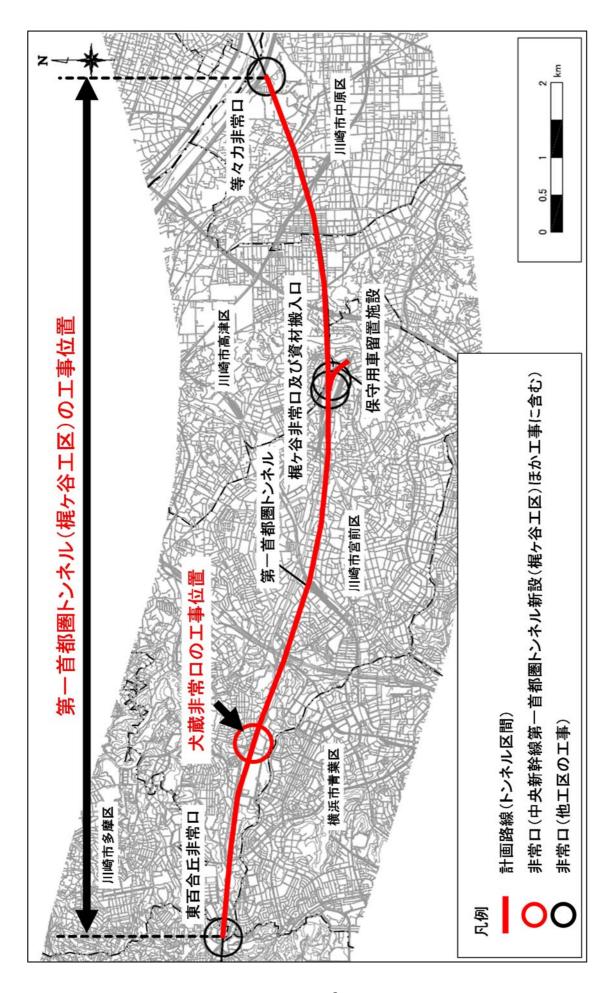


図 2-1 中央新幹線第一首都圏トンネル新設(梶ヶ谷工区)ほか工事の工事位置

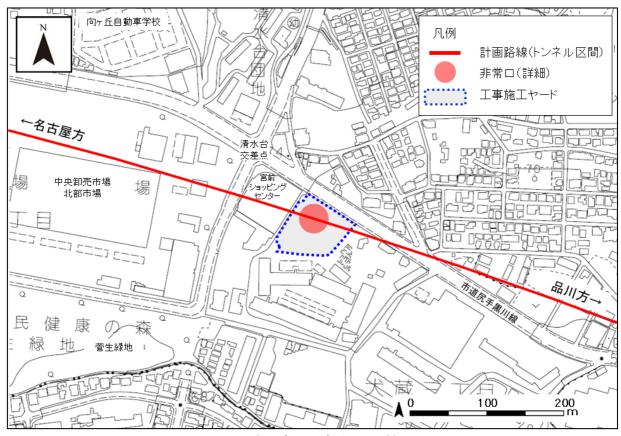


図 2-2 本工事の工事位置 (詳細)

2-3 非常口の概要

大蔵非常口の概要を図 2-3 に示す。非常口の深さは地上から約 90mであり、内部にはトンネル内部の換気を行うための換気設備、消音設備や多孔板、列車通過時の風圧対策のための開閉設備、避難用のエレベーターや階段など必要な設備をおさめる計画である。

なお、本工事の施工範囲は主に非常口(立坑部分)を構築するものであり、内部に設ける設備は、本工事やシールドトンネル等の工事を終えた後に設置する予定である。

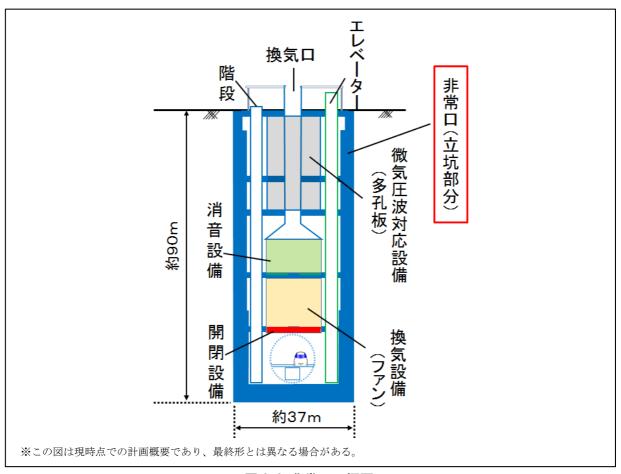


図 2-3 非常口の概要

2-4 施工手順

施工手順の概要を図 2-4 に、準備工、非常口土留壁工、非常口掘削工、非常口躯体構築工の施工位置及び手順を図 2-5 に示す。なお、協議の結果や現地の状況及び工事の進捗等により、以下に示す施工手順等が変更となる場合がある。

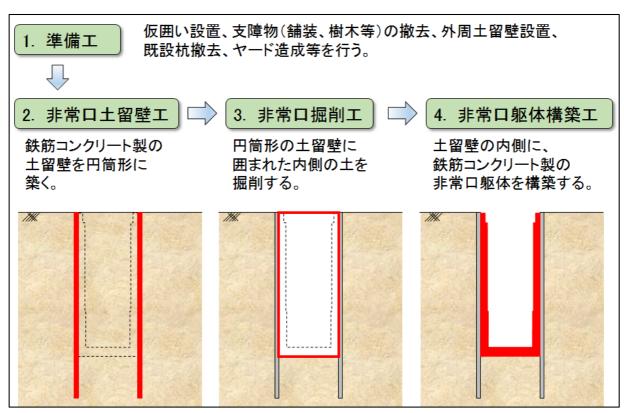


図 2-4 施工手順の概要



図 2-5(1) 準備工の施工手順①



図 2-5(2) 準備工の施工手順②

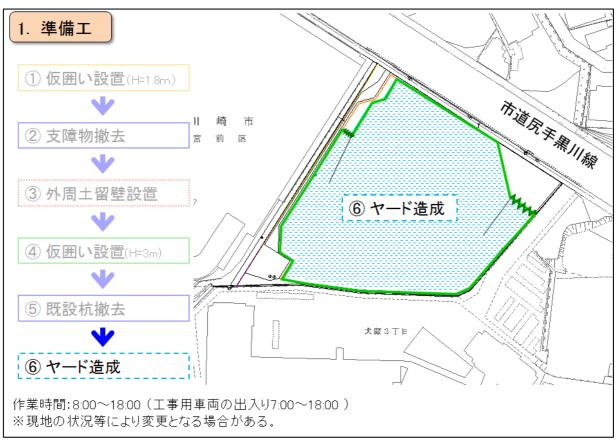


図 2-5(3) 準備工の施工手順③



図 2-5(4) 準備工の施工手順④

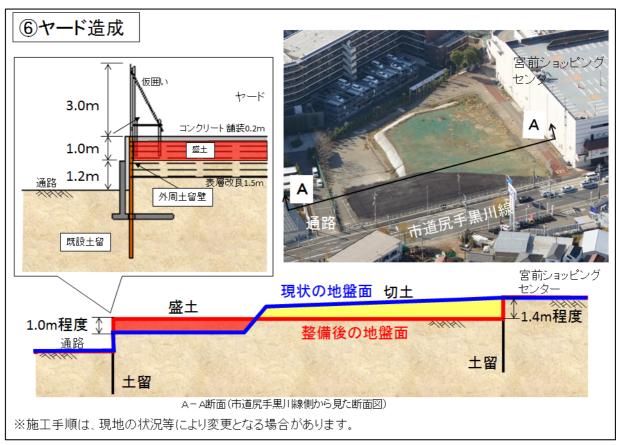


図 2-5(5) 準備工の施工手順⑤

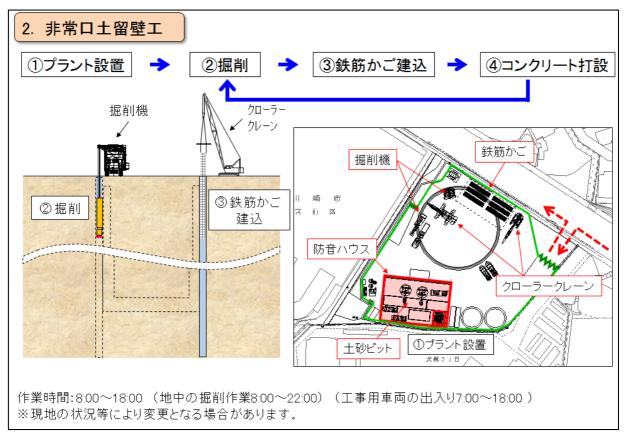


図 2-5(6) 非常口土留壁工の施工手順①

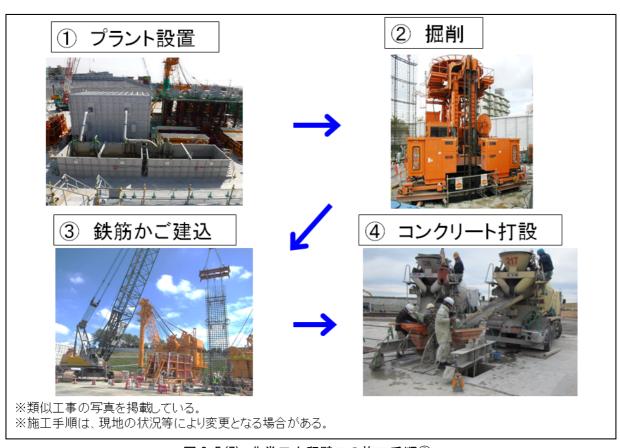
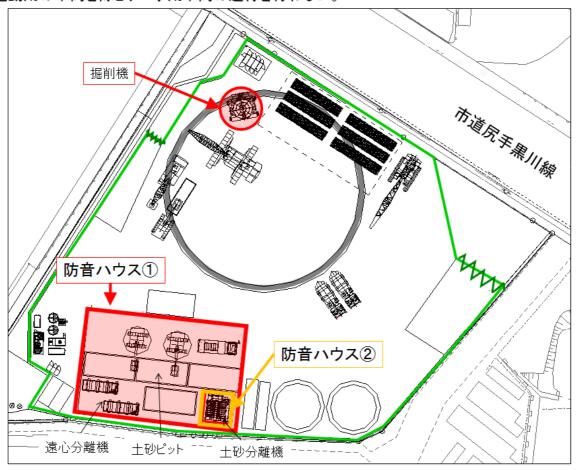


図 2-5(7) 非常口土留壁工の施工手順②

18:00~22:00の地中掘削作業について

- ・騒音の非常に小さい掘削機を用いる。
- ・掘削機以外の重機は使用しない。
- ・土砂ピット、遠心分離機、土砂分離機等は防音ハウスで囲う。
- ・土砂分離機については、さらに防音ハウスで囲い、2重の防音対策を実施する。
- ・通動用の車両を除き、工事用車両の運行を行わない。







掘削機

防音ハウス

※類似工事の写真を掲載している。現地の状況等により変更する場合がある。

図 2-5(8) 非常口土留壁工の施工手順③

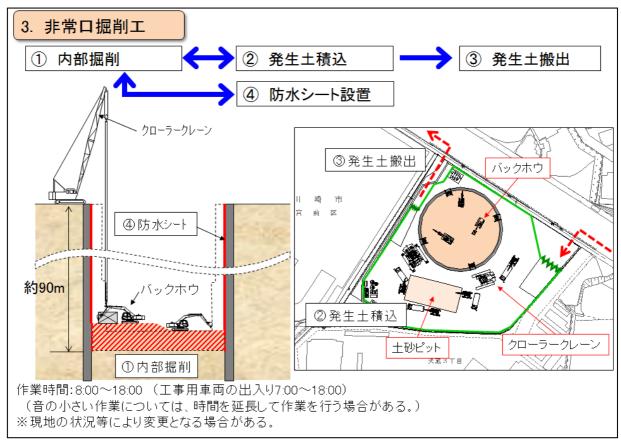


図 2-5(9) 非常口掘削工の施工手順①

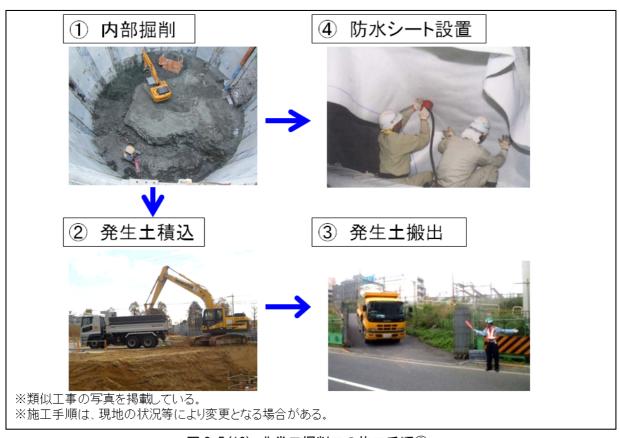


図 2-5(10) 非常口掘削工の施工手順②

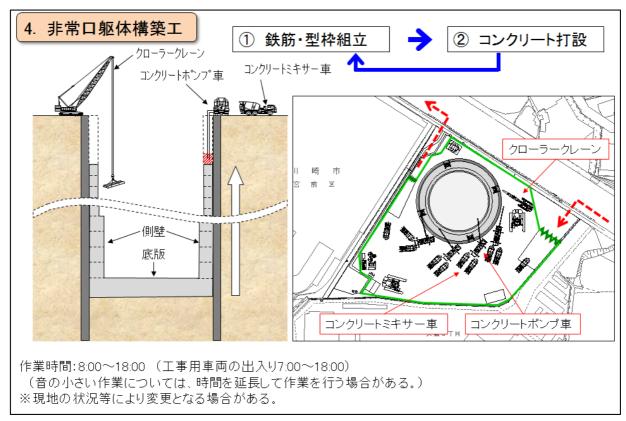


図 2-5(11) 非常口躯体構築工の施工手順①

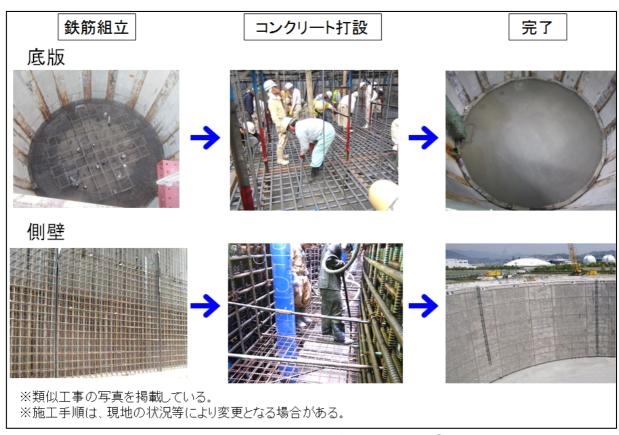


図 2-5(12) 非常口躯体構築工の施工手順②

2-5 工事工程

工事工程を表 2-1 に示す。なお、本工程は平成 31 年(2019 年) 4 月時点での予定である。

年度 2023 2019 2020 2021 2022 2027 2026 項目 $\overline{\mathbf{A}}$ 準備工 開 業 非常口土留壁工 非常口掘削工 非常口躯体構築工 本工事の施工期間 シールトキンネル通過、 内部構築工事等

表 2-1 工事工程

2-6 工事用車両の運行

使用する主な工事用車両は、発生土等の運搬用のダンプトラック、資機材等の運搬用のトレーラー及びコンクリートの運搬用のコンクリートミキサー車などである。工事用車両の主な運行ルートは、図 2-6 に示すとおり、工事施工ヤードに面している市道尻手黒川線を使用し、工事施工ヤードへの出入りを行う。

工事施工ヤードへの入場は、市道尻手黒川線を利用して左折により行う。実施にあたっては、交通への影響を低減するため、発生土搬出に用いる工事用車両にはGPSによる運行管理を実施して、運行間隔を調整する。出場は、市道尻手黒川線へ左折で行う計画である。

なお、工事施工ヤード出入口には交通誘導員を配置し、工事施工ヤード内へ速やかに誘導を行う。 また、作業内容等を踏まえて、必要に応じて交通誘導員を追加する。

[※]工程については工事の状況等により変更となる場合がある。



図 2-6(1) 工事用車両の主な運行ルート(全体)



図 2-6(2) 工事用車両の主な運行ルート(非常口周辺)

本工事において計画する工事用車両台数の推移(四半期毎の日平均台数)を図 2-7 に示す。また、 工事用車両の運行時間について図 2-8 に示す。



- ・2021年度第3四半期以降、非常口躯体構築工において、品質(止水性)確保のため、まとまった量のコンクリートを打設する必要があることから、コンクリートミキサー車が多く走る日がある(運行時間7:00~18:00 最大約320台/日が月に2回程度)。
- ※現時点の計画であり、状況等により変更する場合がある。

図 2-7 工事用車両台数の推移

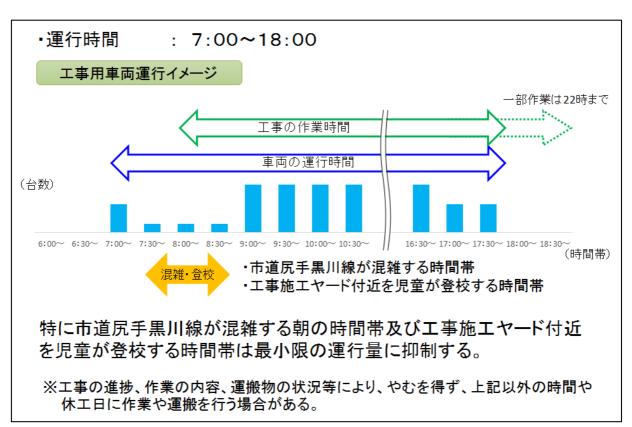


図 2-8 工事用車両の運行時間

第3章 環境保全措置の計画

3-1 環境保全措置の検討方法

評価書【神奈川県】及び評価書【川崎市】で予測した結果をもとに、評価書【神奈川県】及び評価書【川崎市】に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて下記に示す具体的検討手順により採否を検討した。なお、本工事施工ヤード付近において、重要な種又は注目種等が確認されなかったため、重要な種又は注目種等の生息・生育地の回避検討は実施しない。

(具体的検討手順)

施設や工事施工ヤードの詳細な計画にあたり、良好な住環境を有する地域であり、工 事施工箇所周辺の生活環境保全に配慮するよう計画

工事による影響を低減させるための環境保全措置を、現場の状況に即し、

- ・建設機械、仮設設備等のハード面
- ・係員配置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面

から検討

3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

今回、環境保全措置を検討した事業計画地は、川崎市宮前区犬蔵である。

3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、本工事において実施する環境保全措置について、工事の内容や 周辺の状況を考慮し、以下の通り計画する。

3-3-1 大気環境 (大気質、騒音、振動)

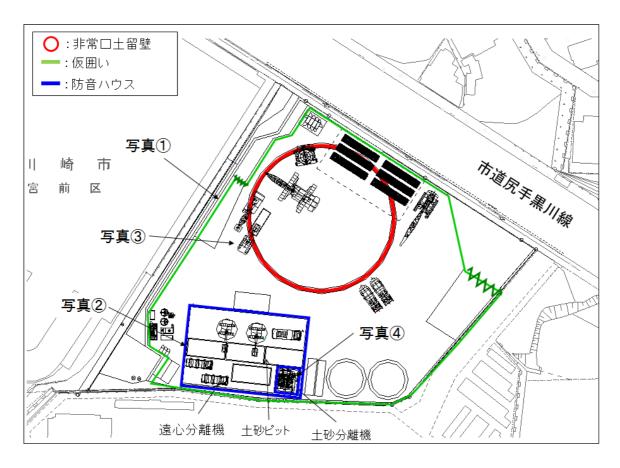
工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-1 及び図 3-1 に示す。なお、図 3-1 の配置図は、代表的な工事段階(非常口土留壁工)のみを示しているが、他の工事段階においても、同様の環境保全措置を実施する計画としている。

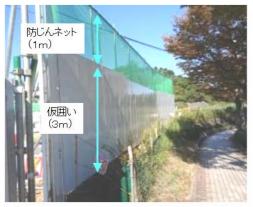
表 3-1(1) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (粉じん等) 騒音	仮囲い・防音シート等の設置	仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することで、粉じん等の拡散や騒音を低減でき、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる(防音シートの遮音性能は、透過損失10dBとされている(ASJ CN-Model 2007))。	本工事では、周辺環境を考慮し、 工事施工ヤードの周囲に高さ 3m の仮囲い(写真①)を設置する計 画とした。さらに、仮囲いの上部 に1mの防じんネットを設置する 計画とした。 また、土留壁工のプラントのうち、 騒音源となる土砂ピット、遠心分 離機、土砂分離機を防音ハウス内 に設置(写真②)する計画とし、 土砂分離機については、さらに防 音ハウスで囲う2重の対策を計画 した。また、粉じん対策として、 工事施工ヤードにおいてコンクリ ート舗装をする計画とした。
大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	排出ガス対策型建設機械の採用	排出ガス対策型建設機械を 使用する。また、必要に応 じて周辺環境への影響を考 慮し、できる限り二次対策 型又は、三次対策型の機械 を使用することにより、二 酸化窒素及び浮遊粒子状物 質の発生を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用する建設機械は、できる限り二次対策型、三次対策型又は、四次対策型の排出ガス対策型を使用する計画(写真③)とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状 物質、粉じん 等) 騒音 振動	工事規模に合 わせた建設機 械の設定	工事規模に合わせて必要以 上の建設機械の規格、配置 及び稼働とならないように 計画することで、二酸化窒 素、浮遊粒子状物質、粉じ ん等、騒音及び振動の発生 を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置及び稼働とならない計画とした。

表 3-1(2) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により偏った 施工を避けることで、二酸化 窒素、浮遊粒子状物質、粉じ ん等、騒音及び振動の局地的 な発生を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用する建設機械が、偏った施工とならないように配置・稼働させる計画とした。
騒音 振動	低騒音・低振動 型建設機械の 採用	低騒音・低振動型建設機械の 採用により、騒音、振動の発 生を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用する建設機械は、低騒音・低振動型建設機械を使用する計画(写真③)とした。また、非常口土留壁工のプラントのうち、土砂分離機下部には、空気バネ式制振装置を設置する計画(写真④)とした。





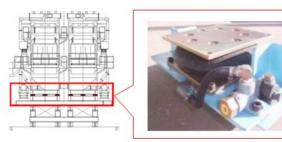
写真① 仮囲いの設置



写真② 防音ハウスの設置



写真③ 排出ガス対策型、低騒音型、 低振動型建設機械の使用



写真④ 空気バネ式制振装置の設置

- ※工事の進捗に伴い、配置は変更となる場合がある。
- ※類似工事の写真を掲載している。

図 3-1 本工事の工事施工ヤードにおける大気環境に関する計画面の環境保全措置

工事中は、表 3-2 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-2 大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	建設機械の使用時における配慮	工事の実施にあたって、高負 荷運転の防止、アイドリング ストップの推進等により、二 酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒 音及び振動の発生を低減でき る。	本工事の工事施工ヤードで 建設機械の稼働に従事する 者に対して、高負荷運転の防 止及びアイドリングストッ プを講習・指導する計画とし た。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	建設機械の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な 点検や日々の点検及び整備に より、建設機械の性能を維持 することで、二酸化窒素、浮遊 粒子状物質、騒音及び振動の 発生を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用する建設機械は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する計画とした。
大気質 (粉じん等)	工事現場の清掃及び散水	工事現場の清掃及び散水を行 うことで、粉じん等の発生を 低減できる。	本工事の工事施工ヤードでは、工事現場の清掃及び散水を行い、特に強風時、乾燥時においては、清掃及び散水の頻度を上げる計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音及び振動の発生の低減が見込まれる。	本工事の工事施工ヤードで建 設機械の稼働に従事する者に 対して、高負荷運転の抑制、 建設機械の点検及び整備によ る性能維持について、講習・ 指導を実施する計画とした。

上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の 低減を図る。

3-3-2 水環境(水質、地下水、水資源)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-3 及び図 3-2 に示す。また、濁水処理のフローを図 3-3 に示す。

表 3-3 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、 水の汚れ) 水資源	下水道への排水	下水道の利用が可能な地域では、下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、必要に応じ処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	本工事の工事施工ヤードは、 下水道の利用が可能な地域 であるため、下水道に排水す るうえで、発生水量の処理能 力を備えた濁水処理設備を 設置(写真①)し、工事排水 を川崎市下水道条例に基づ き必要に応じて中和処理等 をする計画とした。
地下水 (地下水の 水質、地下 水の水位) 水資源	止水性の高い 山留め工法等 の採用	地下水の水位の低下を抑制することにより影響を低減できる。	本工事においては、止水性の 高いコンクリート製の土留 壁(写真②)を使用する計画 とした。





写真①濁水処理設備の設置 (ヤード内に設置)



写真②止水性の高い土留壁の設置

- ※工事の進捗に伴い、配置は変更となる場合がある。
- ※類似工事の写真を掲載している。

図 3-2 水環境に関する計画面の環境保全措置



図 3-3 濁水処理のフロ一図

工事中は、表 3-4 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-4 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、 水の汚れ) 水資源	工事排水の監視	工事排水の水の濁り、汚れを 監視し、処理状況を定期的に 確認することで、水質管理を 徹底することができる。	本工事の工事施工ヤードからの工事排水は、処理水を下水道へ排水するため公共用水域への影響は回避されるが、濁水処理設備に水質監視槽を加え、定期的に水の濁り、汚れを監視する計画とした。
水質 (水の濁り、 水の汚れ) 水資源	処理設備の点 検・整備による 性能維持	処理設備を設置する場合は、 点検・整備を確実に行い、性 能を維持することにより、工 事排水の処理を徹底するこ とができる。	本工事の工事施工ヤードに 設置した濁水処理設備は、点 検・整備を実施し、工事排水 の処理を確実に実施する計 画とした。
地下水 (地下水の水 質、地下水の 水位) 水資源	薬液注入工法 における指針 の順守	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設 工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月建設省)に基づき適切に実施することで、地下水の水質への影響を低減できる。	本工事において、薬液注入工 法を施工する際は「薬液注入 工法による建設工事の施工 に関する暫定指針」(昭和49 年7月建設省)に基づき適切 に実施する計画とした。
地下水 (地下水の水 質、地下水の 水位) 水資源	地下水の継続的な監視	観測井を設置する等、工事着 手前からのモニタリングと して、地下水の水位、水質の 継続的な観測を行うことで、 地下水に変化が生じて周辺 環境に影響を与える前に、対 策の実施をしてその影響を 低減できる。	本工事の非常口付近の地点において、モニタリングを行い、地下水の水位の観測は毎月1回以上を基本とし、工事の状況や観測結果に応じて頻度を適切に設定することとし、水質は毎年1回測定する計画とした。

3-3-3 土壌環境(地盤沈下、土壌汚染)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-5 に示す。

表 3-5 土壌環境に関する計画面の環境保全措置

理战事士		工塚塚児に関する計画画の塚児休ま	
環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
地盤沈下	止水性の高い山	地下水の水位低下を抑制する	本工事においては、止水性の
	留め工法等の採	ことにより影響を低減でき	高いコンクリート製の土留
	用	る。	壁を使用する計画とした。
地盤沈下	適切な構造及び	地山・地盤の安定の確保及び	本工事においては、地質の状
	工法の採用	地下水の水位低下を低減する	況に応じた剛性や止水性の
		ことにより影響を低減でき	高いコンクリート製の土留
		る。	壁を使用する計画とした。
地盤沈下	地質の状況等に	地質の状況等に応じた剛性の	本工事においては、地質の状
	応じた山留め工	高い山留め工法等の採用によ	況に応じた剛性の高いコン
	法等の採用	り、地山の安定を確保するこ	クリート製の土留壁を使用
		とで、地盤への影響を低減で	する計画とした。
		きる。	
土壤汚染	工事排水の適切	工事排水について、処理施設	本工事の工事施工ヤードで
	な処理	により法令に基づく排水基準	は、工事用排水を処理するた
		等を踏まえ、水質の改善を図	め、発生水量の処理能力を備
		るための処理をしたうえで排	えた濁水処理設備を設置し、
		水することで、土壌汚染を回	回収、処理をしたうえで、下
		避できる。	水道へ排水する計画とした。
土壤汚染	仮置場における	発生土の仮置き場にシート覆	本工事で、発生土を一定期間
	発生土の適切な	いを設置する等の管理を行う	仮置する場合は、仮置き箇所
	管理	ことで、重金属等の有無を確	に舗装等の実施及び排水溝
		認するまでの間の雨水等によ	を設置するとともに、発生土
		る重金属等の流出を防止し、	にはシート覆いを設置する
		土壌汚染を回避できる。	ことで、雨水等による重金属
			等の流出を防止する計画と
			した。

工事中は、表 3-6 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-6(1) 土壌環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
地盤沈下	地下水等の継続的な監視	必要に応じて対策を実施することにより影響を低減できる。	本工事の非常口付近の地点において、モニタリングを行い、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握する計画とした。
地盤沈下	山留め材及び 周辺地盤の計 測管理	山留め材の変形量や周辺地 盤の計測管理を行うことで、 地盤に有害な変形が生じて 周辺環境に影響を与える前 に、対策の実施をしてその影 響を低減できる。	本工事において、土留壁及び周辺 地盤の計測管理を実施する計画 とした。
土壤汚染	有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理	汚染のおそれがある土壌に 遭遇した場合には、有害物質 の有無を確認する。土壌汚染 が明らかとなった際には、関 係法令等に基づき対象物質 の種類や含有状況等に合わ せた処理、処分を行うこと で、土壌汚染を回避できる。	発生土に含まれる重金属等の有無の発生するまで発生する。 無の確認は「建設工事で名土木研究所編」」を参考にして、ドミウム、がいる重金属等(カレン、のでは、セレン、のでは、を重金のでは、を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を

表 3-6(2) 土壌環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壤汚染	発生土に含まれる重金属等の定期的な調査	発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して対象物質の種類や含有状況等に合わせた現場管理を行うとともに、関連法令等に基づき処理、処分を行うことで、土壌汚染を回避できる。	発生土に含まれる重金属等の有無の確認は「建設工事で発生する自然主事を有土対応の情報を表すない。 (H27.3 土木研究所編)」を参考にして、発生土に含まれる重金属等(カドブック(H27.3 土木研究所編)」を参考にして、発生土に含まれて、発生土に含まれて、ない、なが、ないで、なが、なが、は、ないで、なが、は、ないで、なが、なが、ないで、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、
土壤汚染	薬液注入工法 における指針 の順守	薬液注入工法を施工する際は「薬液注入工法による建設 工事の施工に関する暫定指 針」に基づき実施すること で、土壌汚染を回避できる。	本工事において、薬液注入工法 を施工する際は「薬液注入工法 による建設工事の施工に関する 暫定指針」(昭和 49 年 7 月建設 省)に基づき実施する計画とし た。
土壤汚染	発生土を有効 利用する事業 者への土壌汚 染に関する情 報提供の徹底	発生土を他事業において有 効利用するにあたっては、当 該事業者が発生土の管理方 法について判断できるよう に、発生土の自然由来の重金 属等の含有状況等に係る情 報提供を徹底することで、二 次的な土壌汚染を回避でき る。	本事業による発生土を他事業において活用する際は、発生土の自然由来の重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底する計画とした。

3-3-4 環境への負荷 (廃棄物等、温室効果ガス)

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-7 に示す。

表 3-7 環境への負荷 (廃棄物等、温室効果ガス) に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等	建設汚泥の脱水処理	真空脱水 (ベルトフィルタ)、 遠心脱水 (スクリューデカン タ)、加圧脱水 (フィルタープ レス)、並びに加圧絞り脱水(ロ ールプレス、ベルトプレス)等 のプラント内の機械を用いて 脱水する機械式脱水処理及び 天日乾燥、底面脱水、並びにト レンチエ法などの強制乾燥や 自重圧密により含水比低下を 促す自然式脱水処理等、含水比 に応じた脱水処理により減量 化を図ることで、取り扱う副産 物の量を低減できる。	濁水処理により発生する建設汚泥については、遠心分離機で泥水と汚泥を分離し、安定液をより多く再生可能とし建設汚泥の減量を図る計画とした。
廃棄物等	建設発生土の再利用	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	本工事における発生土の再利用 先は、関係機関と協議を行い、で きる限り公共事業等へ有効活用 することを考えている。
温室効果ガス	低炭素型建設 機械の採用	低炭素型建設機械(例えば油圧 ショベルでは CO ₂ 排出量が従来 型に比べ 10%低減)の採用によ り、温室効果ガスの排出量を低 減できる。	現場状況に鑑み、低炭素型建設 機械を使用するよう努めるとと もに、低炭素型建設機械の調達 が困難な場合はできる限り燃費 性能の良い建設機械を使用する 計画とした。
温室効果ガス	工事規模に合 わせた建設機 械の設定	工事規模に合わせて必要以上の 建設機械の規格、配置及び稼働 とならないように計画すること で、温室効果ガスの排出量を低 減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用 する建設機械は、必要以上の建 設機械の規格、配置及び稼働と ならないような計画とした。

工事中は、表 3-8 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-8 環境への負荷(廃棄物等、温室効果ガス)に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等 温室効果ガス	副産物の分別・再資源化	場内で細かく分別し、再資源化 に努めることで、取り扱う副産 物の量、温室効果ガスの排出量 を低減できる。	本工事で発生する副産物は、場 内で細かく分別する計画とし た。
廃棄物等	発生土を有効 利用する事業 者への情報提 供	発生土を他事業において有効利 用するにあたっては、当該事業 者が発生土の管理方法について 判断できるように、発生土の自 然由来の重金属等の含有状況等 に係る情報提供を徹底すること で、二次的な土壌汚染を回避で きる。	本工事における発生土は、受入 先より要請される検査を実施す ることにより、情報提供を徹底 する計画とした。
温室効果ガス	高負荷運転の 抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの 排出量を低減できる。	本工事の工事従事者に対して、 建設機械の高負荷運転の防止に ついて、講習・指導を実施する 計画とした。
温室効果ガス	建設機械の点検・整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点 検や日々の点検・整備により建 設機械の性能を維持すること で、温室効果ガスの排出量を低 減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用 する建設機械は、法令上の定め による定期的な点検や日々の点 検・整備を行い、建設機械の性 能を維持する計画とした。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、 建設機械の点検・整備による性 能維持について、工事従事者へ の講習・指導を実施することに より、温室効果ガスの低減が見 込まれる。	本工事の工事従事者に対して、 建設機械の高負荷運転の防止、 建設機械の点検・整備について、 講習・指導を実施する計画とし た。

3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を回避又は低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-9 及び図 3-4 の通り計画する。

表 3-9(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 騷音 振動 安全(交通) 地域交通 (交通安全)	資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行 計画の配慮	必要に応じて資材及び 機械の運搬に用いる車 両の運行ルートの変更、 分散化及び運行時間帯 の管理等を行うことに より、二酸化窒素、浮遊 粒子状物質、騒音及び振 動の発生を低減でき、車 両の集中による交通流 への局地的な影響を回 避又は低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両の運行は、運行時間帯を管理すると共に、できる限り 幹線道路を使用する計画とした。また、使用車両は、新長期規制又は、ポスト新長期規制の排出ガス規制適合車などの低公害な車両の採用に努める計画とした。発生土搬出に用いる工事用車両にはGPSによる運行管理を実施して、運行間隔を調整する計画とした(写真①)。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資 材及び機械の運搬に用 いる車両が集中しない ことで、二酸化窒素、浮 遊粒子状物質、粉じん 等、騒音及び振動の局地 的な発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両の運行について、 車両を短時間に集中させない計画と した。発生土搬出に用いる工事用車 両にはGPSによる運行管理を実施 して、運行間隔を調整する計画とし た(写真①)。
大気質 (粉じん等)	荷台への防塵 シート敷設及 び散水	荷台に防塵シートを敷 設するとともに散水す ることで、粉じん等の 発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両の運行について、 積込時の発生土の状況を踏まえ必要 に応じて防塵シートの敷設及び散水 を実施する計画とした(写真②)。

表 3-9(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質(粉じん等)	資材及び機械 の運搬に用い る車両の出入 口等の清掃、 散水及びタイ ヤの洗浄	資材及び機械の運搬に用いる 車両の出入口等の清掃、散水 及びタイヤの洗浄を行うこと で、粉じん等の発生を低減で きる。	本工事の施工に係る資材及び 機械の運搬に用いる車両の運 行について、必要に応じて車両 の出入口等の清掃、散水及びタ イヤの洗浄を実施する計画と した(写真③、写真④)。また、 工事用車両の出入りが長時間 ない場合には、適宜、出入り口 を閉める計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動 温室効果ガス	資材及び機械 の運搬に用い る車両の点検 及び整備によ る性能維持	法令上の定めによる定期的な点 検や日々の点検及び整備により、 資材及び機械の運搬に用いる車 両の性能を維持することで、二酸 化窒素、浮遊粒子状物質、騒音及 び振動の発生、温室効果ガスの排 出量を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び 機械の運搬に用いる車両は、定 期的な点検や日々の点検及び 整備を行い、車両の性能を維持 する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	環境負荷低減を意識した運転の徹底(資材及が機械の運搬にの適正な車両)	資材及び機械の運搬に用いる 車両の法定速度の遵守、アイ ドリングストップ及び急発進 や急加速の回避を始めとした エコドライブの徹底により、 発生する二酸化窒素、浮遊粒 子状物質、騒音及び振動を低 減できる。	本工事の施工に係る資材及び 機械の運搬に用いる車両にお いて、法定速度の厳守、急発進 や急加速の回避をはじめとし たエコドライブの徹底をする 計画とした。

表 3-9(3) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒 質) 騒動 安全 室 強 通 (交 通 で 通) 温地域 で 通 選 強 (交 通 全)	工事従事者への講習・指導	資材及び機械の運搬に開究 負本の点検及び整備、環境 負荷低減を意識したで、 資本では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において、車両の点検整備等、環境負荷低減を意識した運転、交通マナーや安全確保のルール、周辺の通学路及び通学時間帯等に関して工事従事者への講習・指導を実施する計画とした。また、工事用車両には、本工事の車両と認識できるよう、工事用車両標識を明示する計画(図 3-5)とした。
温室効果ガス	低燃費車種の 選定、積載の 効率化、運搬 計画の合理化 による運搬距 離の最適化	低燃費車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事は、工事用車両において 低燃費車種の選定に努めるとと もに、実施する工事段階に応じ た工事用車両への効率的な積載 を行う計画とした。また、偏った 施工を避け、工事の平準化を図 ることで、工事用車両の交通集 中を回避する計画とした。

表 3-9(4) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
安全(交通) 地域交通 (交通混雑、 交通安全)	工事に使用す る道路、搬入 時間及び法定 制限速度の遵 守	通学路や交通混雑の 程度を把握したうえ で、工事に使用する 道路、搬入時間等を 遵守することによ り、交通安全への影響を低減できる。	通学路や交通混雑の程度を把握したう えで、工事に使用する道路、搬入時間等 を設定した。また、工事用車両には、本 工事の車両と認識できるよう、工事用車 両標識を明示する計画(図3-5)とした。 工事中は引き続き交通管理者と調整を 行い、必要な対応を実施することとし た。発生土搬出に用いる工事用車両には GPSによる運行管理を実施して、運行 間隔を調整するほか法定速度の遵守、運 転手に対し注意箇所の注意喚起を行う 計画とした(写真①)。
安全(交通) 地域交通 (交通混雑、 交通安全)	工事計画の周知	工事を行う期間等、 工事計画の内板及びで ラン等を利用して ラン等を利用して図 で で 、 で 、 で 、 を の の の を の の を の の を の の を の の と の と の	工事着手前には工事説明会を開催し、工事を行う期間等については、案内板及びチラシ等を利用して、工事計画の内容について周辺住民に周知を行う計画とした。
安全(交通) 地域交通 (交通混雑、 交通安全)	交通誘導員による誘導	工事用車両の通行時 には、工事施工ヤー ド出入口に交通誘導 員を配置し、工事用 車両の出入を誘導す ることで、安全かつ 円滑な工事用車両の 通行を確保すること ができる。	工事用車両の通行時には、工事施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、工事用車両の出入を誘導する計画(図 3-6)とした。

表 3-9(5) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
安全(交通)	迂回ルートの 設定時に対す る配慮	迂回ルートを設定する必要が生じた場合は、周辺の道路状況を考慮して設定することで、安全かつ円滑な通行を確保することができる。	迂回ルートを設定する必要が生じた場合は、周辺の道路状況を考慮して設定することで、安全かつ円滑な通行を確保する計画とした。また発生土搬出に用いる工事用車両にはGPSによる運行管理を実施して、運行経路を調整する計画とした(写真①)。
安全(交通) 地域交通 (交通混雑、 交通安全)	車両整備の徹底	工事用車両の整備を 徹底することによ り、故障及び不具合 による事故発生の未 然防止につながり、 交通安全への影響を 低減できる。	本工事で使用する工事用車両については、車両整備を徹底するよう計画した。



写真① GPS運行管理システム

発生土運搬車両に「車両運行管理システム」を搭載。 運行管理システムは、運行の安全管理のため、 位置情報の把握、走行経路を管理するものである。 また運行ルート上の注意箇所に接近した時や走行 速度が制限速度を超えた時に、運転手に対して音 声等により注意喚起を行う。



写真② 荷台への防じんシートの設置





写真④ タイヤの洗浄

※類似工事の写真を掲載している。

図 3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置



図 3-5 工事用車両標識の明示

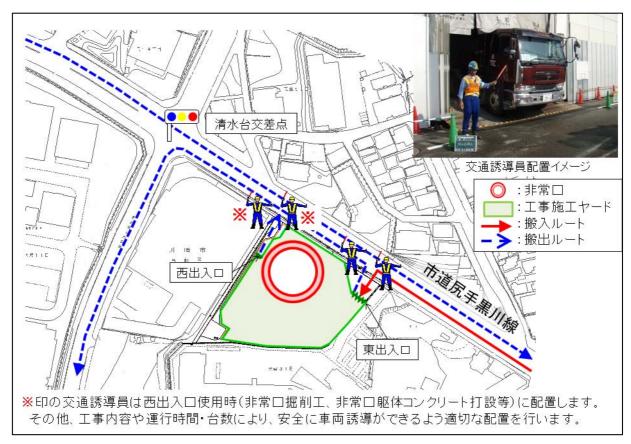


図 3-6 交通誘導員の配置

3-5 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針

環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針は、以下の通りとする。

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合の ある場合には速やかに対応する。
- ・元請会社職員に対し評価書【神奈川県】、評価書【川崎市】及び事後調査計画書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。
- ・中央新幹線神奈川工事事務所等へ寄せられた情報について、状況をよく確認し、必要に応じて環境保全措置に反映する。

第4章 モニタリング

4-1 モニタリングの実施計画

工事の施工中のモニタリングについては、評価書【神奈川県】、評価書【川崎市】及び事後調査計画書に基づいて実施する。

工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の取組みとして以下の項目についてモニタリングを実施する。

- 大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等)
- 一騒音
- 一振動
- 一地下水・水資源
- 一地盤沈下
- -土壤汚染
- -安全(交通)
- -地域交通(交通混雑、交通安全)

これらの調査期間を表 4-1 に示す。なお、工事開始後に本工事に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、モニタリングについて、必要に応じて項目や地点数を追加するなどの検討を行っていく。また、主な調査項目のモニタリングの調査地点の計画を図 4-1 に示す。なお、調査地点等は、協議等により変更となる可能性がある。

(注)水質のモニタリングについては、法令等を順守して、工事排水を下水道に放流するため、公共 用水域へ放流しないことから、モニタリングの項目から除外した。なお、濁水処理設備におけ る排水時の監視は継続的に行っていく。

表 4-1(1) モニタリングの調査期間

調査項目	調査地点等		モニタリングの調査期間	
大気質(二酸化窒	工事施工ヤード周辺		非常口土留壁工・非常口掘削工施工時 [2020~2021 年度頃に四季調査を予定]	
素、浮遊粒子状物 質、粉じん等) 童要なルート(評価書の予測地 基本)			工事最盛期1)	
	工事施工ヤード周辺		工事最盛期1)	
騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の 主要なルート (評価書の予測地点を 基本)		非常口躯体構築工のコンクリート打設時 [2022 年度頃を予定]	
	工事施工ヤード周辺		工事最盛期1)	
振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の 主要なルート(評価書の予測地点を 基本)		非常口躯体構築工のコンクリート打設時 [2022 年度頃を予定]	
	水位		工事前の一定期間 [2017 年 9 月から月 1 回] 工事中は継続的に実施 工事完了後の一定期間	
地下水・水資源	自然由来の重金属等(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふつ素、ほう素)	非常口付近の地点	工事前に1回 [2017年8月に実施済み] 工事中に毎年1回実施 但し、酸性化可能性については、土壌汚染 のモニタリングにより、マニュアル ²⁾ で長 期的な酸性化可能性があると定められた値 との差が小さい場合に実施	
地盤沈下		非常口付 近の地点	工事前に1回 工事中は継続的に実施	
土壤汚染	自然由来の重金属等(カドミウム、六価クロム、 水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素) 酸性化可能性	工事施工ヤード内	発生土受入先の指定基準に基づき実施時 期・頻度を決定	

表 4-1(2) モニタリングの調査期間

調査項目	調査地点等		モニタリングの調査期間
安全(交通) 地域交通(交通混 雑、交通安全)	自動車交通量、歩行者交通量、自転車交通量、滞留長、渋滞長及び信号現示の観測 (大型車については、車両の走行状況に応じて、大型車の車種区分をダンプカー、牽引車、その他の大型車などに分類した交通量の観測)	資機となってでででである。 がでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	非常口躯体構築工のコンクリート打設時 [2022 年度頃を予定]

- ※工事の進捗状況により、調査時期が変更となることがある。
- ※その他、モニタリングとは別に工事施工ヤードでの騒音・振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。なお、周辺からも数値を確認できる場所にモニターを設置する。
- 1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、建設機械の稼働による騒音・振動については、シールドトンネル工事及び周辺施設工事等を含め工事全体が最盛期となる時期に実施することとしており、具体的な調査時期は今後決定する。
- 2)「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」 (平成22年3月 建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会)



図 4-1(1) モニタリング地点(工事施工ヤード周辺)

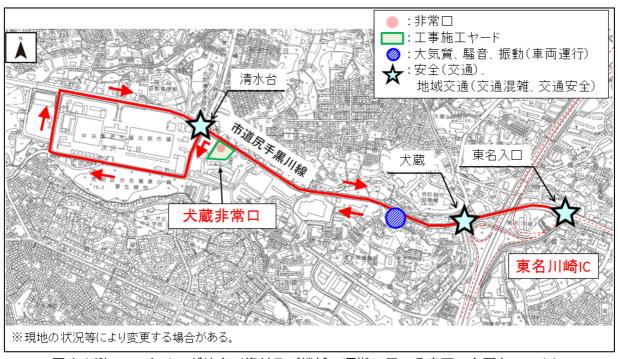


図 4-1(2) モニタリング地点(資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルート)

4-2 モニタリングの結果の取扱い

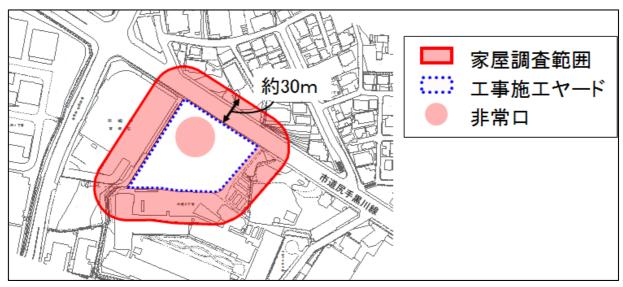
- ・モニタリング結果や環境保全措置の実施状況については、年度毎に取りまとめ、神奈川県、川崎 市への報告を行う他、当社のホームページに掲載する。
- ・必要により、環境保全措置の追加や変更を行う。

参考資料

参考資料 (家屋調査の計画)

本工事の実施に伴う影響を確認するため、事前に家屋調査を行う。調査の内容としては、建物内部の調査 (クロスの亀裂、タイル目地の切れ等)、建物外部の調査 (外壁の亀裂、基礎の亀裂等)を行う。工事完了後は再度調査を行い、事前の調査結果と対比して、亀裂の進行や新たな損傷等の有無を確認するほか、一般的に工事との因果関係を確認し、因果関係が認められた場合には、補償を行う。

本工事における家屋調査範囲は、以下の図に示す範囲を基本として計画している。



(参考) 図1 家屋調査範囲